

# 古平町子どもの読書活動推進計画

## 〈第1次計画〉

2023年度～2027年度  
(令和5年度～令和9年度)



古平町教育委員会

Furubira town board of education

# も く じ

第1章 策定の基本的な考え方.....	1
1 計画策定の趣旨と背景 .....	1
2 基本理念 .....	1
3 計画の性格.....	1
4 計画の期間.....	1
5 計画の対象.....	1
6 読書活動の対象 .....	1
7 読書活動の現状と課題 .....	1
(1) 指標 .....	1
(2) 現状と課題 .....	3
第2章 子どもの読書活動推進のための方策.....	3
1 子どもの読書活動の推進.....	3
(1) 乳幼児期の読書活動の推進.....	3
(2) 小学生期における読書活動の推進.....	3
(3) 中学生期における読書活動の推進.....	4
(4) 高校生期における読書活動の推進.....	4
資料 .....	5
1 子どもの読書活動の推進に関する法律.....	5

# 第1章 策定の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨と背景

近年、様々なメディアや娯楽の台頭、インターネットをはじめとする情報化社会の進展に伴い、子どもたちの興味・関心が多様化してきています。その利便性により子どもたちの日常は、テレビやゲームに過度に熱中する環境が生まれ、文字・活字離れが進んでいます。

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より抜粋（平成13年12月））であり、子どもの知見を広げ、成長を促すために有益なものであるといえます。

そのため、子どもの読書活動の推進のために、これまで行ってきた事業の見直しや、子どもたちの現状を再認識し、読書環境の整備、向上を目指す「古平町子どもの読書活動推進計画」を策定します。

## 2 基本理念

この計画の基本理念は、『古平町のすべてのこどもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境整備を行うこと』です。

## 3 計画の性格

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の第9条に基づき策定するものであり、家庭・地域・学校等が関係機関や団体等との連携・協働により、古平町の子どもの読書活動の推進に取り組むための方向性を示しています。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

## 5 計画の対象

この計画は、乳幼児期(0歳～6歳)【本に出会う】、小学生期(6歳～12歳)【本に親しむ】、中学生期(12歳～15歳)【本から学ぶ】、高校生期(15歳～18歳)【本と生きる】を対象とします。

## 6 読書活動の対象

本計画における「読書活動」の対象は、活字やその他文字を用いて表現された図書などをいい、電子書籍などの電子資料も含まれます。

## 7 読書活動の現状と課題

### (1) 指標

各種調査から得られる読書活動の指標

No.	指標	指標の概要	現状
-----	----	-------	----

1	古平町図書館の利用状況	システムの「年代別貸出統計」を月平均した結果より(A:利用者数、B:貸出冊数)		10代未満	10代
			A	10.4人	12.3人
			B	58.1冊	59.2冊
2	古平町図書館における読書イベント実施状況	古平町図書館におけるイベントの実施回数の月平均(イベントには期間展示も含む)。	1.22回		
3	家庭での読書の状況	「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」の設問に対し「10分以上」と回答した割合。 【令和4年度学力学習状況調査より】		小学生	中学生
			全国	59.6%	48.7%
			全道	57.2%	48.5%
			古平町	33.4%	57.1%
4	読書が好きな児童生徒の割合	「読書は好きですか」の設問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合。 【令和4年度学力学習状況調査より】		小学生	中学生
			全国	73.3%	68.3%
			全道	73.0%	70.6%
			古平町	66.6%	64.3%
5	新聞を読んでいる児童生徒の割合	「新聞を読んでいますか」の設問に対し月に1回以上と回答した割合。 【令和4年度学力学習状況調査より】		小学生	中学生
			全国	27.0%	21.0%
			全道	26.9%	22.8%
			古平町	33.3%	7.1%
6	学校における一斉読書の取り組み	「全校一斉の読書活動の実施状況」の全校一斉読書活動をしている否か(A)、全校一斉読書活動以外の取り組みをしているか否か(B)。 【令和4年度学校図書館の現状に関する調査より】		小学校	中学校
			A	○	○
			B	○	○
7	学校図書館の整備状況	「学校図書館標準の達成状況」の割合。 【令和4年度学校図書館の現状に関する調査より】	小学校		中学校
			95.4%		62.1%
8	学校図書館における様々な人々との連携状況	「公共図書館との連携状況」で連携しているか否か(A)、「ボランティアの活動状況」で活用しているか否か(B)。 【令和4年度学校図書館の現状に関する調査より】		小学校	中学校
			A	○	○
			B	○	×

## (2) 現状と課題

### ①乳幼児期【本に出会う】

- ・町立図書館では、定期的に読み聞かせ会が行われ、親子連れが参加しています。読み聞かせの内容の工夫や読み聞かせを行う人材の養成が必要です。

### ②小学生期【本に親しむ】

- ・古平町は、学校以外で普段 10 分以上読書をする児童生徒の割合が全国、全道に比べて低い傾向があり、児童生徒の読書習慣の定着に向けた取り組みが必要です。
- ・小学校では、学校図書館図書標準が達成されておらず計画的に達成する必要があります。また、学校司書は配置されていませんが古平町図書館の司書が定期的に訪問し、学校図書館の整備が行われており、継続した取り組みが必要です。

### ③中学生期【本から学ぶ】

- ・中学校では、学校図書館図書標準が達成されておらず計画的に達成する必要があります。学校司書は配置されておらず古平町図書館の司書の訪問も行っていません。中学校の要望等にあわせて、学校図書館の整備の支援等を行う必要があります。

### ④高校生期【本と生きる】

- ・古平町は、現在町内に高校はなく、高校生期の読書活動を把握するすべもありません。しかし一定数対象者はいるため、要望等にあわせた図書館整備を行う必要があります。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 子どもの読書活動の推進

#### (1) 乳幼児期の読書活動の推進

##### ○推進の方向性

3歳までには、徐々に自分の意志や欲求を言葉で表出できるようになるとともに、文字の存在を意識し、絵本に興味を示すようになります。この時期は絵本や物語などに親しみ、保護者等の周りにいる大人からの語りかけや言葉のやりとりを通じて、気持ちを通わせることが大切です。

4歳以上になると、日常生活に必要な言葉が分かるようになり、かな文字も全部読めるようになってきます。この時期は、絵本や物語を読んでもらうことなどにより、その内容を自分の経験と結びつけ、想像を巡らせるなどして、読書の楽しみを十分に味わうことが大切です。

##### ○具体的な取り組み（ブックスタート事業、おはなし会の開催、図書館の整備 など）

- ・ブックスタートの実施
- ・おはなし会の開催

##### ○目標

- ・おはなし会の参加者数の増加

#### (2) 小学生期における読書活動の推進

##### ○推進の方向性

低学年は、本を読む習慣が付き始める時期であり、文字で表された場面や情景をイメージすることができるようになってきます。この時期は、読み聞かせなどにより、いろいろな本に親しん

だり読書を楽しんだりすることが大切です。

中学年は、多くの本を読むことができるようになるとともに、本を終わりまで読み通すことができるようになってきます。この時期は、幅広いジャンルの本に親しみ、読書を通して必要な知識や情報を得るようにすることが大切です。

高学年は、目的に合った本を読むようになり、内容を評価することができるようになってきます。この時期は、日常的に読書に親しみ、読書を通して自分の考えを広げるようにすることが大切です。

○具体的な取り組み（家読、ノーゲームデー、読みきかせ、図書館へ行く など）

- ・おはなし会の実施
- ・アウトメディアチャレンジの実施
- ・家読に適した本リストの提供

○目標

- ・すべての指標の数値上昇

(3) 中学生期における読書活動の推進

○推進の方向性

中学生期は、多くの本の中から自分に合った本を選択することができるようになってきます。また、共感・感動する本に出会うと、何度も読むようになります。この時期は、本や文章には様々な立場や考え方が書かれていることを知るとともに、読書が自分の生き方や社会との関わり方を支えてくれることを実感することが大切です。

○具体的な取り組み（学級図書、朝読書、読書月間、読みきかせボランティア など）

- ・アウトメディアチャレンジの実施
- ・家読に適した本リストの提供
- ・中高生向けの本の充実

○目標

- ・すべての指標の数値上昇

(4) 高校生期における読書活動の推進

○推進の方向性

高校生期は、読書の目的や資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができるようになってきます。この時期は、自分の読書生活を振り返り、読書の幅を広げるとともに、読書習慣を身につけ、生涯にわたって読書に親しむようにすることが大切です。

○具体的な取り組み（学級図書、朝読書、読書月間、読みきかせボランティア など）

- ・中高生向けの本の充実

○目標

- ・中高生向けの蔵書数
- ・指標No.1、No.2 の数値上昇

## 資料

### 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

#### （目的）

**第一条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

**第二条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、**子どもが**、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、**すべての子どもが**あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （国の責務）

**第三条** 国は、[前条](#)の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （事業者の努力）

**第五条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### （保護者の役割）

**第六条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

**第七条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （子ども読書活動推進基本計画）

**第八条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども

の読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 [前項](#)の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

**第九条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 [前項](#)の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

**第十条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、**子どもが積極的に**読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日<sup>の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。</sup>

（財政上の措置等）

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。